成三十一年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第三項の項中「附則第十八条第六項第二号イ」を「同条第六項第二号イ」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第一号ロの項中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十六年度分」に、「平成二十九年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度分」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第二号ロの項中「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第三号ロの項中「平成二十八年度類似特定用途宅地等」を「平成三十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表附則第二十七条の二第四項の項中「附則第十八条第六項」を「第十八条第六項」に改め、同表附則第二十七条の二第五項及び第六項の項中「附則第十八条第六項」を「第十八条第六項」に改める。

附則第二十七条の五第一項、第三項及び第四項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改める。

附則第二十八条第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同条第四項中「平成二十八年度分又は平成二十九年度分」を「平成三十一年度分又は平成三十二年度分」に改める。

附則第二十九条の五第十八項を削り、同条第十九項中「、第十六項又は第十七項」を「又は前二項」に改め、同項を同条第十八項とする。

附則第三十一条の三第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年六月三十日」に改める。

附則第三十四条の二第三項及び第六項中「第三十七条の七」を「第三十七条の六」に、「第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」を「第三十七条の八又は第三十七条の九」に改める。

附則第三十八条の表第三項第一号イの項の次に次のように加える。

第三項第一号ロ	都道府県	都道府県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、当該都道府県

附則第三十八条の表第三項第一号への項中「支給に要する費用の額」の下に「並びに国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県が行う国民健康保険の退職被保険者等に係るものに限る。）の額」を加え、同項の次に次のように加える。

第三項第二号ハ	の額	（ニにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（同法第七十条第一項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。ニにおいて同じ。）に係るものを除く。）の額

附則第三十八条の表第三項第二号ニの項を次のように改める。

第三項第二号ニ	国民健康保険法	国民健康保険法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）
	繰入金	

附則第三十八条の表第十二項第一号の項を次のように改める。

第十二項第一号	部分	部分のうち、当該都道府県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの

附則第三十八条の三中「、第二項」を「から第三項まで」に改め、同条の表第一項第一号の項中「次項及び第十二項第一号」を「以下この条」に改め、同表第二項第二号及び第十二項第一号の項中「及び第十二項第一号」を削り、同表に次のように加える。

第三項第一号ロ及び第二号ロ	介護納付金	病床転換支援金等並びに介護納付金
第十二項第一号	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等

附則第五十一条の二を次のように改める。

（東日本大震災に係る津波により被害を受けた区域における換地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第五十一条の二　土地改良法第五十三条の三の二第二項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十三条の三の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により換地計画（当該換地計画に係る地域の全部又は一部が地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）第一条による改正前の地方税法附則第五十五条第一項の規定により公示された区域内にあるものに限る。）において定められた換地であつて、土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第五十五条第三項中「附則第十五条の八第二項又は第二十九条の五第十六項若しくは」を「附則第二十九条の五第十六項又は」に、「第十五条の十」を「第十五条の十一」に、「次条第十一項又は」を「附則第十五条の十一又は次条第十一項若しくは」に改める。

附則第五十六条第一項中「第三百四十九条の三の二第二項各号」を「同条第二項各号」に改め、同条第十一項中「第十五条の十」を「第十五条の十一」に改め、」又は都市計画税額」の下に「（同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）」を加え、同条第十三項中「第三百四十九条の三の二第二項各号」を「同条第二項各号」に改め、同条第十四項中「第十五条の十」を「第十五条の十一」に改め、」又は都市計画税額」の下に「（同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第五十六条の二を削る。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿の保存方法等の特例（第七百四十八条―第七百五十六条）」を「第六章　地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税関係申告（第七百五十七条―第七百六十条）
第七章　地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会報告（第七百六十一条―第七百六十三条）
第八章　地方税共同機構
第一節　総則（第七百六十四条―第七百六十七条）
第二節　代表者会議（第七百六十八条―第七百七十条）
第三節　役員及び職員（第七百七十一条―第七百八十一条）
第四節　業務（第七百八十二条―第七百九十条）
第五節　財務及び会計（第七百九十一条―第七百九十五条）
第六節　監督（第七百九十六条―第七百九十八条）
第七節　解散（第七百九十九条）
第八節　罰則（第八百条―第八百三条）」を